

栗田健康保険組合

# Kenpo News

平成28年度 決算のお知らせ

柔道整復師等からの請求の審査委託先を変更しました

扶養状況再確認調査(検認)の概要について

インフルエンザ予防接種費用補助金についてのお知らせ

早めに健診・検診のご予約を!

2017  
Autumn



## 平成 28 年度 決算のお知らせ

平成28年度は、89、759千円の経常黒字

# 一時的な財政改善により黒字決算となる ものの、過大な納付金負担は続き、 依然として厳しい財政状況

栗田健康保険組合の平成28年度決算が、去る平成29年7月26日開催の第128回組合会において承認されましたので、その概要をお知らせいたします。

平成28年度予算は、収入については、保険料収入が被保険者数および総標準賞与額が減少する見込みにあります。平均標準報酬月額の上昇により前年度比1、163千円の減少にとどまる見通しにあり、支出については、納付金の算出方法が3分の2総報酬割に変更される後期高齢者支援金は前年度比で4、765千円増加するものの、前期高齢者納付金が概算分の減少および精算分（戻り分）の大幅な増加の影響で、前年度比204、155千円と激減するため、納付金全体では215、236千円と大幅に減少する見込みとなり、経常収支差引では41、231千円の黒字が見込まれました。

決算状況は、①収入については予算に比較して、保険料収入が被保険者数の増加と平均標準報酬月額および総標準賞与額が上昇した影響で増加し（対予算比35、129千円）、②支出については予算に比較して、保険給付費が、本人分医療費は増加（対予算比26、181千円）したものの、家族分医療費が減少（対予算比△32、883千円）した影響で対予算比2、062千円の微増にとどまり、また、保健事

業費が対予算比11、564千円減少したことなどにより、経常収支差引では年度予算を48、528千円上回る89、759千円の黒字となりました。

しかし、この財政改善は一時的なものであり、医療費の増加に加えて、平成29年度より、後期高齢者支援金の算出方法が全面総報酬割となったため、高齢者医療制度への納付金の過大な負担は今後さらに増加することが予測されているため、平成29年度予算において、安定的な組合運営のために、保険料率の引き上げ（0.6%）を実施しましたが、平成30年度以降も保険料率の引き上げは避けられない状況にあります。

このように、当健保組合の財政状況は現在大変厳しい状況にあります。皆さまの健康の維持・増進をサポートする保健事業を引き続き積極的に実施してまいります。

皆さま方におかれましては、ご自身の健康に留意され、限りある医療費の有効活用となる適正受診やジェネリック医薬品の積極的な利用などを通じて、健保組合財政の健全化にご協力くださいますようお願いいたします。

## 平成 28 年度決算の基礎数値

### ◇ 一般勘定

- 被保険者数 3,771 人（男性 3,054 人 女性 717 人）
- 平均標準報酬月額 476,471 円  
（男性 518,453 円、女性 291,574 円）
- 総標準賞与額（年間合計） 4,578,568 千円
- 平均年齢 44.80 歳（男性 45.22 歳 女性 43.01 歳）
- 被扶養者数 4,389 人
- 前期高齢者加入率 3.94%
- 健康保険料率（調整保険料率を含む）1000 分の 84.00  
（事業主 1000 分の 50.40、被保険者 1000 分の 33.60）

### ◇ 介護勘定

- 介護納付金の対象となる第2号被保険者数 3,431 人
- 介護保険料の徴収対象となる第2号被保険者数 2,384 人
- 介護保険料率 1000 分の 11.76  
（事業主 1000 分の 5.88、被保険者 1000 分の 5.88）



## 【平成 28 年度収入支出決算概要（一般勘定）】

|        | 科 目         | 決算額(千円)     | 被保険者<br>1人当たり額 (円) |
|--------|-------------|-------------|--------------------|
| 収<br>入 | 保 険 料       | 2,149,660   | 570,050            |
|        | (基 本 保 険 料) | (1,305,912) | (346,304)          |
|        | (特 定 保 険 料) | (843,748)   | (223,746)          |
|        | 調 整 保 険 料   | 33,791      | 8,961              |
|        | 国庫負担金・利子収入  | 631         | 167                |
|        | 国庫補助金収入     | 723         | 192                |
|        | 施 設 利 用 料 他 | 546         | 145                |
|        | 財政調整事業交付金   | 17,965      | 4,764              |
|        | 繰 入 金       | 87,600      | 23,230             |
|        | 合 計         | 2,290,916   | 607,509            |
| 支<br>出 | 経 常 収 入 合 計 | 2,151,560   | 570,554            |
|        | 事 務 費       | 49,615      | 13,157             |
|        | 保 険 給 付 費   | 1,097,390   | 291,008            |
|        | (本人分医療費)    | (493,563)   | (130,884)          |
|        | (家族分医療費)    | (482,672)   | (127,996)          |
|        | (高額療養費)     | (12,304)    | (3,263)            |
|        | (高齢者分医療費)   | (20,283)    | (5,378)            |
|        | (現 金 給 付)   | (63,545)    | (16,851)           |
|        | (付 加 給 付)   | (25,023)    | (6,636)            |
|        | 納 付 金       | 818,554     | 217,065            |
|        | (前期高齢者納付金)  | (300,051)   | (79,568)           |
|        | (後期高齢者支援金)  | (486,805)   | (129,092)          |
|        | (病床転換支援金)   | (3)         | (0)                |
|        | (退職者給付拠出金)  | (31,685)    | (8,402)            |
|        | (老人保健拠出金)   | (10)        | (3)                |
|        | 保 健 事 業 費   | 85,354      | 22,635             |
|        | 財政調整事業拠出金   | 33,791      | 8,961              |
|        | 積 立 金 他     | 10,888      | 2,887              |
|        | 合 計         | 2,095,592   | 555,713            |
|        | 経 常 支 出 合 計 | 2,061,801   | 546,752            |
|        | 経常収支の差引     | 89,759      | —                  |

### ポイント1

#### 健康保険組合の収入の柱である保険料収入が増加

健康保険組合の事業運営の多くを賄う保険料収入は、被保険者数の増加と平均標準報酬月額および総標準賞与額の増加の影響で、前年度比で、1.6%増となりました。

### ポイント2

#### 別途積立金を繰入

収入不足の補填として、別途積立金(87,600千円)を繰り入れました。

### ポイント3

#### 保険給付費は増加

医療費の支払いや傷病手当金、出産手当金等各種の給付に充てるための費用である保険給付費は、本人分医療費の増加(前年度比16,380千円増)により、前年度比0.8%増となりました。

### ポイント4

#### 納付金は保険料収入の約38%を占める

高齢者の医療を支えるための納付金は、加入者数や総報酬額などを基に計算されます。保険料収入の38.1%を占め、組合財政を大きく圧迫する要因となっています。

### ポイント5

#### 保健事業費は保険料収入の約4%

加入者の皆さまの健康の保持・増進をサポートするために支出された費用は、保険料収入の4.0%にとどまっており、全健保組合の平均(4.9%)より低く、さらなる予算確保が課題となっています。

### ポイント6

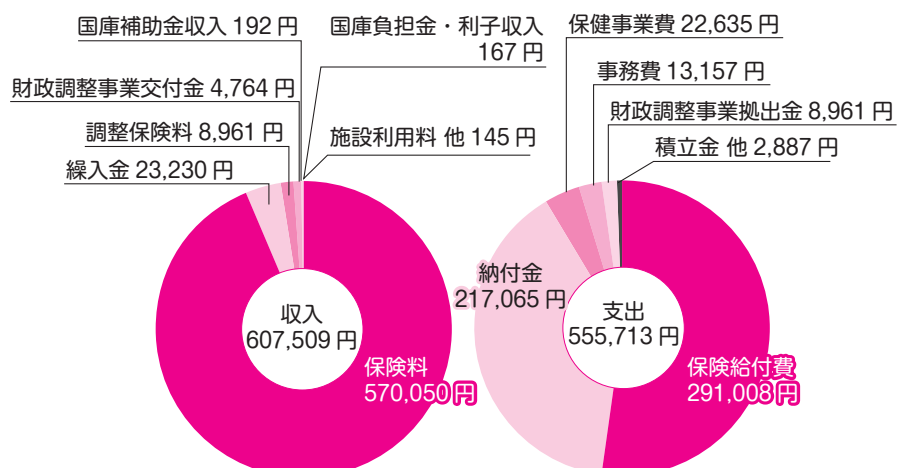
#### 経常収支は89,759千円の黒字決算 (平成25年度以来)

予算に比較して保険料収入の増加により、48,528千円黒字額が増加し、89,759千円の黒字決算となりました。

## 【平成 28 年度収入支出決算概要 (介護勘定)】

|        | 科 目   | 決算額(千円) |
|--------|-------|---------|
| 収<br>入 | 保 険 料 | 219,186 |
|        | 繰 入 金 | 13,800  |
|        | 雑 収 入 | 1       |
|        | 合 計   | 232,987 |
| 支<br>出 | 介護納付金 | 221,176 |
|        | 合 計   | 221,176 |

## 被保険者 1 人当たり額（一般勘定）





接骨院

整骨院

鍼灸院

# 柔道整復師等からの 請求の審査委託先を変更しました

接骨院、整骨院、鍼灸院を利用して施術を受ける場合、健康保険を使用できるものはわずかです（下記参照）。しかし、これらの請求には、健康保険の対象にならない施術や架空・水増し請求など不適切な請求も一部に見受けられます。

栗田健保組合では、医療費適正化の一環として、本年4月より柔道整復師からの請求書の審査の委託先を「一般財団法人 保険療養費審査等受託機構」に変更しました。

審査結果により、当健保組合より電話・文書による照会等をさせていただくことがあります。皆さまからお預かりしている大切な保険料を適正に使用するため、ご理解とご協力をお願いいたします。

皆さまへの  
お願い！

「健康保険が使える」と説明を受けても健康保険の対象ではない施術があります。正しいかかり方を理解し、適正な受診をされますよう、ご協力をお願いします。

## 健康保険でかけられる施術

- ☑ 急性または亜急性の外傷性の打撲・捻挫・挫傷（肉離れ等）
- ☑ 骨折・脱臼（応急手当の場合を除き、医師の同意が必要）



## 健康保険でかけられない施術

【自己負担になります】

- ☑ 日常生活やスポーツ等での単なる（疲労性・慢性的な要因からくる）肩こりや腰痛など
- ☑ 筋肉疲労
- ☑ リウマチ・五十肩・神経痛・関節炎・ヘルニア等の内因性の筋肉や関節の痛み
- ☑ 脳疾患後遺症などの慢性病や症状改善の見られない長期施術
- ☑ 医療機関で治療を受け、同時期に同じ治療部位について受ける施術
- ☑ 慰安目的のマッサージ替わりの施術



# 「医療費の自己負担」に対して

## 栗田健保組合からの給付金

があることはご存じですか？

医療機関にかかると保険証を提示することにより、自己負担として医療費の3割（未就学児2割・70歳以上1～3割）を窓口で支払います。その自己負担額が1ヵ月（1日～31日）で一定以上かった場合に、健保では給付金を給付しています。どのくらいかかったとき、いくら給付金が出るのかご存じでしょうか？

### 栗田健保では2つの給付金があります

#### 1 付加金

栗田健保独自の給付金（高額療養費該当の場合も自己負担限度額に対して付加金を給付します）

| 対象金額<br>通院の場合はその医療機関から<br>処方された薬局分も合算 | 給付額計算式                                               | 手続き                                   |
|---------------------------------------|------------------------------------------------------|---------------------------------------|
| 26,250 円以上                            | 自己負担額 × 0.8 - 20,000 円<br>(1,000 円未満不支給、100 円未満切り捨て) | <u>特にありません。</u><br>約 3 ヶ月後の給与に振り込みます。 |

#### 2 高額療養費

法で定められた給付金（70 歳未満）（70 歳以上の方の自己負担限度額は 7 頁をご覧ください）※標準報酬月額により異なります。

| 所得区分<br>(標準報酬月額)    | 自己負担限度額                            |           | 給付額<br>計算式        | 手続き<br>※1                                         |
|---------------------|------------------------------------|-----------|-------------------|---------------------------------------------------|
|                     | 3 回目まで                             | 4 回目から    |                   |                                                   |
| ア) 83 万円以上          | 252,600 円 + (医療費 - 842,000 円) × 1% | 140,100 円 | 自己負担 -<br>自己負担限度額 | 健保より「高額療養費に該当しています」が届きます(約 2 ヶ月後)。必要書類を添付し、健保へ送付。 |
| イ) 53 万～79 万円       | 167,400 円 + (医療費 - 558,000 円) × 1% | 93,000 円  |                   |                                                   |
| ウ) 28 万～50 万円       | 80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1%  | 44,400 円  |                   |                                                   |
| エ) 26 万円以下          | 57,600 円                           | 44,400 円  |                   |                                                   |
| オ) 低所得者<br>住民税非課税世帯 | 35,400 円                           | 24,600 円  |                   |                                                   |

※1 健保組合が発行している「限度額適用認定証」を医療機関へ持参すると窓口での高額療養費の支払はなしで済みます。事後の手続きの必要がなくなりますのでご利用をお勧めします（差額支給があった場合は連絡しますので、書類の記入が必要になります）。

【申請方法】栗田健保ホームページより「限度額適用認定申請書」を印刷し、記入、押印の上、健保組合まで送付ください（健保組合に届いてから限度額認定証発行までに 2～3 日かかります）。



詳細はホームページをご覧ください（お知らせに具体的な計算方法を掲載しています）

栗田健保組合ホームページ <http://www.kuritakenpo.or.jp/>

# 「被扶養者認定に関する事務取扱要領」の改訂および 平成29年度扶養状況再確認調査（検認）の概要について

「被扶養者認定に関する事務取扱要領」の改訂について、平成29年7月26日に開催されました第128回組合会で承認されましたので、要点をお知らせします。

また、今回改訂された事務取扱要領に基づく平成29年度の扶養状況再確認調査（検認）について、概要をお知らせします。

## 1 「被扶養者認定に関する事務取扱要領」の改訂について

### （1）改訂内容の要点

- ① 失業などによる無職無収入者の扶養認定期限を扶養認定日から原則1年間と具体的に明記しました。
- ② 健康問題などやむを得ない理由がなく、（※）就労していない者については、扶養状況再確認調査（検認）時に、被扶養者の資格を取り消す場合があることを明記しました。

### （2）規程施行日

平成29年9月1日（金）

（※）ただし、再就職を計画していない配偶者（妻）および満60歳以上の父母・祖父母で、被保険者に生計を依存する場合は被扶養者に認定する。

## 2 平成29年度扶養状況再確認調査（検認）の概要について

### （1）対象者

平成29年9月1日現在の被扶養者で、平成29年4月1日に18

歳以上の被扶養者を対象とします。

なお、任意継続被保険者の被扶養者および平成29年4月1日～8月31日に被扶養者となられた方は対象としません。

### （2）調査の流れについて

- ・ 9月中旬に調査書類が、お手元に届きます。
- ・ 書類記入、証明書類の準備をします。
- ・ 書類一式を、所属事業所（会社）の担当部署へ提出します。

### （3）実施方法の詳細について

提出期限・提出書類など詳細につきましては、9月中旬にグループ掲示板と栗田健保組合ホームページでお知らせします。

## 3 問い合わせ先

不明点などありましたら、左記までお問い合わせください。  
栗田健康保険組合 馬渡 TEL 03-6743-6790



## 平成 29 年 8 月より、 70 歳以上の高額療養費制度が改正されました

平成 29 年 8 月より、高額療養費制度が改正され、70 歳以上の自己負担限度額が引き上げられました。また、平成 30 年 8 月からも段階的に改定されることになっています（現役並み所得者区分の細分化が行われます）。

### 平成 29 年 8 月の変更点

1. 70 歳以上の外来における自己負担限度額が引き上げられました。
2. 70 歳以上の入院および高齢者世帯合算における自己負担限度額が引き上げられました。

### 70 歳以上の自己負担限度額計算式(変更前・変更後)

|                                   | ～平成 29.7【変更前】 |                                                        | 平成 29.8～30.7【変更後】 |                                                        |
|-----------------------------------|---------------|--------------------------------------------------------|-------------------|--------------------------------------------------------|
|                                   | 外来(個人)        | 外来・入院（世帯）                                              | 外来(個人)            | 外来・入院（世帯）                                              |
| ① 現役並み所得者<br>(標準報酬<br>月額 28 万円以上) | 44,400 円      | 80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1%<br>[ 多数該当：44,400 円 ] | 57,600 円          | 80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1%<br>[ 多数該当：44,400 円 ] |
| ② 一般所得者<br>(標準報酬<br>月額 26 万円以下)   | 12,000 円      | 44,400 円                                               | 14,000 円<br>(※ 3) | 57,600 円<br>[ 多数該当：44,400 円 ]                          |
| ③ 低所得者                            | 8,000 円       | 24,600 円 (※ 1)                                         | 据え置き              |                                                        |
|                                   |               | 15,000 円 (※ 2)                                         |                   |                                                        |

(※ 1)：市区町村民税の非課税者等。

(※ 2)：全ての方の収入から必要経費・控除額を除いた後の所得がない。

(※ 3)：年間（平成 29 年 8 月～30 年 7 月）144,000 円が上限。144,000 円を上回った場合は上回った金額を平成 30 年 8 月以降に支給します。

## インフルエンザ予防接種費用補助金についてのお知らせ

インフルエンザへの感染を予防し、また発症した場合でも重症化を予防するため、  
インフルエンザ予防接種を受診することを推奨しています。

### ご留意 いただきたい こと

- ・流行シーズン前の接種が望ましいので、早めに接種されることをオススメします！
- ・インフルエンザワクチンの効果の発現と持続期間には個人差があります。一般にはインフルエンザワクチン接種後 2 週間目ごろから 5 ヶ月程度効果が持続するとされています。
- ・予防接種は、かかった場合の重症化を防ぐもので、感染そのものを防ぐものではありません。

——— 詳細のお知らせは、栗田健保ホームページ <http://www.kuritakenpo.or.jp/> でご確認ください。———

<対象者> 予防接種日に栗田健康保険組合に加入している被保険者および被扶養者

<補助金額> 1 人当たり 1,500 円を上限に支給（年度内 1 回限り）

<補助対象の医療機関など> 全医療機関【（一社）東京都総合組合保健施設振興協会（東振協）が契約する全国の医療機関  
および東振協設置の会場を含む】

<実施方法について>

- ① 院内予防接種：東振協の契約する医療機関で接種する。
- ② 集合予防接種：東振協の契約医療機関が設置した都内および近隣の予防接種会場（ホテル、公民館など）で接種する。
- ③ 出張予防接種：事業所に東振協の契約医療機関がスタッフを派遣して予防接種を行う。
- ④ 事業所で実施する集団予防接種
- ⑤ 契約外医療機関での接種：事後精算方式。かかりつけ医などで接種。



# 早めに 健診・検診の ご予約を!

健診機関によっては、直前にお申し込みをされますとご希望日の予約が取れない場合があります。お早めにご予約をお願いいたします。

## 健診・検診受診の目的

### 1. 現状確認をするため

自分の体が今どういう状態なのか、健診結果が数値で示してくれますので、現状を知るきっかけになります。

### 2. 毎年受診することで変化がわかります

健診結果が基準値以内かどうかだけでなく、昨年からの変化を見ることが大切です。1歳年を重ねた分、高血圧や糖尿病のリスクは上昇します。悪化している数値はないか、しっかりと健診結果を見比べ、自分の体の変化を確認しましょう。

### 被扶養者健診

被扶養者健診を下記実施要領で行っておりますので、皆さまにおかれましてはぜひ積極的な受診をお願いいたします。なお、詳しくは5月上旬にご自宅へ配付しました「巡回健診のご案内」「施設健診のご案内」等をご確認ください。

|           |                          |                                                        |
|-----------|--------------------------|--------------------------------------------------------|
| ①<br>対象者  | 巡回健診・施設健診                | 20歳以上 75歳未満の被扶養者および任意継続被保険者・任意継続被扶養者                   |
|           | 特定健診                     | 40歳以上 75歳未満の被扶養者および任意継続被保険者・任意継続被扶養者                   |
| ②<br>検査項目 | 巡回健診・施設健診                | 身体測定、血圧測定、尿検査、胸部X線、心電図、血液検査、子宮がん検査、乳がん検査、胃部X線検査、大腸がん検査 |
|           | 特定健診                     | 身体測定、血圧測定、尿検査、血液検査                                     |
| ③<br>検査費用 | 巡回健診・施設健診                | ・個人負担金：3,000円～<br>・個人負担金を除く実費全額を健保組合が負担（追加可能検査除く）      |
|           | 特定健診                     | 全額を健保組合が負担                                             |
| ④<br>申込期間 | 巡回健診（巡回健診会場で受診する特定健診を含む） | 平成29年4月24日～巡回健診会場の申込締切日まで                              |
|           | 施設健診（施設健診会場で受診する特定健診を含む） | 平成29年4月24日～平成30年3月9日まで                                 |
| ⑤<br>受診期間 | 巡回健診（巡回健診会場で受診する特定健診を含む） | 平成29年6月19日～平成30年3月23日まで                                |
|           | 施設健診（施設健診会場で受診する特定健診を含む） | 平成29年5月8日～平成30年3月31日まで                                 |

### 婦人科がん検診 （女性被保険者）について

婦人科がん検診を下記実施要領で行っています。定期的に受診してご自身の健康管理のためにご利用ください。詳細は6月上旬にご自宅へ配付しました受診案内「平成29年度婦人科検診のご案内」をご確認ください。

（1）受診対象者 当健康保険組合に加入している女性被保険者

### （2）検査項目と費用負担

| 検査項目 |                            | 個人負担額  | 2つの検査を受診される場合の個人負担 |
|------|----------------------------|--------|--------------------|
| 子宮がん | 子宮頸部細胞診                    | 1,500円 | 3,000円             |
| 乳がん  | 乳房触診+マンモグラフィ<br>乳房触診+乳腺エコー | 1,500円 |                    |

（注）1. 乳がん検査はマンモグラフィまたは乳腺エコーのいずれかを選択して受診してください。  
2. 平成30年3月31日現在、30歳・35歳・40歳の方は無料で受診できます。

### （3）実施機関

|   | 受診方法                       | 留意事項                                     |
|---|----------------------------|------------------------------------------|
| 1 | 健保組合の契約健診機関で受診             | 「平成29年度婦人科検診のご案内」をご覧ください。                |
| 2 | 健保組合の契約健診機関以外（かかりつけ医など）で受診 | 婦人科検診補助金申請書に領収書および検査結果を添えて補助金の申請をしてください。 |
| 3 | 会社の定期健診時に受診                | 所属会社の健診担当者にご確認ください。                      |